

事業者 各位

福井労働基準監督署長

熱中症防止対策の徹底について（お願い）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、労働基準行政の推進につきまして御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、梅雨期を迎えているところでありますが、今後、7月、8月、9月と高温多湿期を迎えるにあたり毎年多数の熱中症災害が発生し、死亡災害等の重篤な状態に至る場合も確認されています。本年も高温多湿期を迎え、熱中症の発生が懸念されているところであります。

熱中症対策には、暑さへの順化期間の設置や、冷却設備の導入などの対策が必要になり、それらの対策の実施は早期の準備が必要になります。

また、労働安全衛生法では、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場には、安全衛生推進者を選任し、労働者の健康障害を防止するための措置に関することを担当させることとされています。

つきましては、これらの趣旨を御理解のうえ、熱中症を防止するため、安全衛生推進者による熱中症対策の点検を実施していただきますようお願いいたします。

あわせて、お忙しいところ恐縮ですが、貴事業場で実施している（実施する予定を含む）の事項等について、別紙1により、回答（ファクシミリ可）していただきますようお願いいたします。

回答期日 平成 27 年 6 月 19 日（金）

【問い合わせ先】

福井労働基準監督署 安全衛生課 担当 八田・新田  
〒910 - 0842 福井市開発1丁目121番5号  
電話 0776 - 54 - 7722  
FAX 0776 - 54 - 6161

## 熱中症防止対策について

事業場名	
所在地 (電話番号) (FAX番号)	(電話: - - ) (FAX: - - )
労働者数	男 人、女 人
記入者氏名	

実施している(実施する予定)の事項については、 にチェックを入れて下さい。

- 1 作業環境管理の実施
  - W B G T 値(暑さ指数)の低減対策
  - 休憩場所の整備
- 2 作業管理の実施
  - 作業時間の短縮
  - 暑さへの順化期間の設置
  - 定期的な水分・塩分の設置
  - (具体的に記入して下さい: )
  - 服装の変更
- 3 健康管理の実施
  - 健康診断実施結果に基づく措置
    - 作業場所の変更、 作業時間の短縮、 作業の転換 その他
  - 日常の健康管理の実施( 毎日、 毎週、 不定期)
  - 体調の把握(体調不良の把握、握睡眠不足の有無)
  - 前日の飲酒、朝食の未摂取の把握
  - 健康状態の確認
    - 作業開始前の確認
    - 作業中の巡視 ( 1日 回)
  - 身体状況の確認
    - 体温計、体重計の現場への設置
    - 心拍数の把握
- 4 労働衛生教育の実施 (実施日: 月 日)
  - 熱中症の症状、 熱中症の予防方法、 緊急時の応急措置、
  - 熱中症の事例、 その他( )
- 5 安全衛生推進者(衛生管理者)の選任
  - 安全衛生推進者の選任(氏名: ) 氏名の作業場への掲示
  - 作業環境の点検及びその結果に基づく必要な措置の実施